

## 2021-03-03 : 令和4年第1回定例会（第4日目） 本文

○たいら行雄君 皆さん、おはようございます。

私は、日本共産党県議団として、県政及び県民生活に直接関わる問題について質問させていただきます。

なお、質問項目一之二、ワクチン接種における県としての現時点の準備状況については、この間の代表質問の内容と重複するため割愛させていただきます。

まず、昨年から続く新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられた皆様に哀悼の意を表しますとともに、治療中の皆様の一日も早い回復をお祈り申し上げます。

さて、新型コロナウイルスのパンデミックによって、世界的に新自由主義の破綻が明らかになりました。これまで四十年余り、米国を震源地としながら世界中に広がった新自由主義は、全てを市場原理に委ね、あらゆる規制を取り払い、資本の目先の利潤を最大化していき、社会保障をはじめ公的サービスを切り捨て、自己責任を押しつけてきました。今回のコロナ危機は、新自由主義が社会全体をもろく弱いものにしてしまったことを明らかにしたのではないのでしょうか。

我が国においても、社会のあらゆる分野からゆとりを奪い、脆弱にしてしまったことが、コロナ危機を通じて痛感されています。そのことは、一九八〇年代の臨調行革路線に始まる効率至上主義の下で、医療費削減や保健所のリストラなどを強引に進めた結果、首都圏や近畿の大都市、北海道や沖縄などで病床が逼迫し、医療崩壊の瀬戸際という事態を招いたことに顕著に表れています。

今後訪れるポストコロナ社会においては、これまで学んだ痛苦の経験を生かし、新自由主義とは異なる価値観に基づいた社会の構築が求められます。

さて、コロナ禍の下、塩田知事の初めての予算編成となる令和三年度当初予算案が提案されました。その中身は、重点施策であるコロナ対策についてはほとんどが国の交付金頼みであることや、依然として不要不急の大型公共事業に巨額の予算が配分されていることなど、これまでとは変わらない問題点が散見されます。これらについては別の場において意見を述べさせていただきます。

最初は、新型コロナウイルス感染症に関する取組についてお聞きします。

緊急事態宣言が首都圏を中心とする一都三県に継続されている中、本県においては、最近の新規感染者数は落ち着いているものの、時折クラスターが発生するなど、気を抜くことはできません。また、感染力の強い変異株もこれまで四件確認されており、今後の感染拡大が気になるところです。本県では、これまでに二十六件のクラスターが発生し、そのうちの十二件が医療機関や高齢者施設などでの発生です。

新型コロナの特徴は、無症状の感染者が感染を広げてしまうことにあり、その対策として、無症状者の中から感染者を早期に見つけ出す社会的検査の実施が求められます。全国では、既に高齢者施設などでの社会的検査を実施している自治体が十八都府県、今後、計画・検討している自治体が七県に及んでいます。

そこで伺います。

本県においても、今後のクラスター発生を未然に防ぐために、医療機関及び高齢者施設等においてPCR等の社会的検査を定期的実施することが必要と考えますが、見解についてお答えください。

続いて、新型コロナウイルス感染症の影響で、コロナ対応病院だけでなく多くの一般医療機

関などが、感染対策の経費増加と大幅な減収に見舞われており、独自に支援をしている自治体が二月十九日現在で少なくとも百五十四に上がることが、全国保険医団体連合会の調査によって明らかとなりました。

支援内容は様々で、打撃を受けた医療機関に対し、一律または規模に応じた額の給付や、医療従事者慰労金への上乗せなど、スピード感を持って独自の支援を行っています。

そこで伺います。

こうした全国の状況を踏まえ、本県においても、これまでの現場を支え続けてきた医療機関及び医療従事者等から、県独自の支援を行ってほしいとの要望も聞かれることから、県独自の直接的支援を行っていただきたいと考えますが、県の見解についてお答えください。

以上をもって、一回目の質問とさせていただきます。

○くらし保健福祉部長(地頭所 恵君)新型コロナウイルス感染症に関する質問のうち、まず、いわゆる社会的PCR検査の実施についてでございます。

高齢者等が新型コロナウイルスに感染すると重症化しやすく、入院期間も長期間になる傾向がありますことから、高齢者施設等における感染防止対策を徹底することは重要であると考えています。

県では、感染防止対策として、特に高齢者施設に対して、県看護協会が作成したコロナ対策チェックリストに基づく緊急再点検を実施するよう依頼したところです。また、県看護協会、医師会、医療機関等の関係団体・機関と連携して、ゾーニングも含めた感染防止対策のための実地指導、いわゆるラウンドにも取り組んでいるところであり、緊急再点検の結果も踏まえ、引き続き実施していくこととしています。

また、県では、施設内に感染者を確認した場合には、その感染状況に応じて、感染拡大防止対策として、関連する施設を含む施設の入院患者や入所者、従業者を対象に、複数回にわたって幅広くPCR検査を実施し、感染拡大防止に努めてきたところです。

現在の県における感染状況やクラスターの発生状況を踏まえ、無症状者に対する一斉・定期的な検査を実施するような状況ではなく、検査機関への負荷や費用対効果などの課題があると考えています。

今後の感染状況やクラスターの発生状況等を踏まえながら、一斉・定期的な検査の実施について検討してまいりたいと考えています。

次に、医療機関、医療従事者に対する支援についてでございます。

国におきましては、医療機関への支援として、中等症以上の新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関の診療報酬の引上げや、福祉医療機構における無利子・無担保融資上限の引上げなどを行っているところです。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関に加え、受け入れていない医療機関においても、受診控えもあり、経営が一層厳しくなっているところです。

このため、県におきましては、県開発促進協議会を通じて、地域医療提供体制の確保のために、医療機関の経営存続に対する支援策を講じるよう国に要望しているところです。

また、厳しい状況、環境の中で新型コロナウイルス感染症患者等の診療などに携わる医療従事者に対しましては、県独自の取組として、危険手当支給の支援を行っているところです。

県といたしましては、地域医療提供体制の確保のため、医療従事者の支援に取り組むほか、医療機関の経営存続に対する十分な支援を国に求めてまいりたいと考えております。

[たいら行雄君登壇]

○たいら行雄君 御答弁頂きました。

国内において、新型コロナウイルスのワクチン接種が始まりましたが、ワクチンは万能ではありません。WHOシニアアドバイザーの進藤奈邦子さんは、「ワクチン接種が日本でも始まりましたが、感染拡大を防ぐためには、医療・高齢者施設での定期的検査など戦略的な検査拡充、感染者の追跡・保護が重要であることに変わりはありません」と述べています。

本県においても、他県の取組に学んでいただき、感染拡大を防ぐための社会的検査に取り組んでいただくことを要望いたします。

また、これまで医療従事者は自己犠牲的に現場で頑張ってきましたが、ワクチン接種が始まったことによって、さらに負担が増えることは必至です。今後も県民の命を守るという大切な使命を果たしてもらうために、医療機関及び医療従事者等へのスピーディーな県独自の支援を考えていただくよう切に要望いたしまして、次の質問に移ります。

続いて、塩田知事の政治姿勢について伺います。

まず、馬毛島への自衛隊基地及び米軍FCLP施設誘致についてです。

去る一月三十一日、馬毛島への米軍FCLP施設誘致を前提とした自衛隊基地建設を最大の争点に戦われた西之表市長選挙は、投票率が八割を超え、文字どおり住民投票に匹敵する選挙となりました。結果は、基地建設に反対する八板市長が再選され、西之表市民の民意が明確に示されました。

そこで伺います。

この選挙結果について、知事の見解をお答えください。

次に、今回の西之表市長選挙によって、基地反対との地元住民の意思が改めて明確に示されたにもかかわらず、それを無視して、防衛省が海上ボーリング調査や環境アセスメントを強引に進めており、このことが地元住民に怒りと苦悩を与えています。そしてその原因をつくったのは、地元の合意がない中でボーリング調査を強行した防衛省と、それを簡単に許した塩田知事、あなたです。そして現在、環境影響評価方法書の縦覧も始まっており、このような崩壊的な進め方は即刻中止すべきと考えます。

そこで伺います。

これまで、多くの西之表市民及び県民から、基地建設につながるこれらの作業を即刻やめてほしいとの強い要望が出されていますが、これに対する知事の見解と今後の対応についてお答えください。

次に、manifestoに基づく川内原発二十年運転延長について伺います。

昨年十二月十八日に任期を迎えた県原子力専門委員会のメンバー全員が、翌日付で引き続き再任されました。このことにより、私が昨年十月二十六日に知事に直接手渡した、県原子力専門委員会への推薦者リストについて、完全に無視された状態になっており、manifesto違反のそしりは免れません。

そこで伺います。

知事御自身が掲げているmanifestoを誠実に実行していただくためにも、直ちに専門委員会メンバーの変更を行うことを求めますが、知事の見解をお答えください。

さらに、知事のmanifestoに基づいて、新たなメンバーを選任された下において、川内原発の二十年運転延長について、原子力に関する幅広いテーマで徹底的な科学的検証を早急に行っていただきたいと考えますが、知事の見解をお答えください。

続いて、紫尾山系で計画されている巨大風力発電の建設計画について伺います。

議場の皆様にお配りしている資料一及び二を御覧ください。これは、民間業者が計画している仮称北鹿児島風力発電事業に関する資料です。

巨大風力発電施設が建設されようとしている予定地は、三市一町にまたがる広大な紫尾山系にあり、この地に、高さ百五十メートル、最大出力四千三百キロワットの日本最大の巨大風力発電機を三十三基建設しようとするものです。もともとこの地域は、洪水の調整や濁水の緩和、きれいな水の確保などを目的とする水源涵養保安林として管理されていますが、建設を進めるためには、この保安林指定を解除する必要があります。

そこで伺います。

この水源涵養保安林の重要性に鑑み、解除しないよう強く求めるものですが、このことについて、知事の見解をお答えください。

次に、資料三から五を御覧ください。

この地域の地質は、砂岩、頁岩、花崗岩で構成されており、非常にもろい地盤であることから、風力発電施設が建設されることにより、環境破壊や大規模な土砂災害が起こることが危惧されています。また、この地域には、絶滅危惧種に指定されているクマタカやサシバが生息し、近くの出水平野はツルの越冬地でもあります。

こうした中、日本野鳥の会は、これらの鳥類を保護する観点から、設置予定業者が作成した環境影響評価準備書に対し、今年一月十四日付で、計画の取りやめを求める意見書を提出しています。

さらに、建設予定地から二キロメートル以内には多くの住家や小学校があり、周辺には牧場や田畑も広がっていることから、騒音や低周波音などによる健康被害や家畜などへの影響も懸念されます。

そこで伺います。

こうした状況を踏まえ、地元住民からは建設反対の強い声が上がっています。この声に対し、知事はどのように考えておられるか、見解をお答えください。

次は、核兵器禁止条約の発効について伺います。

将来的な核兵器の廃絶に向けた核兵器禁止条約が今年一月二十二日に発効されました。これによって、核兵器の開発・実験・生産・取得などのあらゆる行為が禁止されることとなりました。この条約の前文には、被爆者の苦痛に対する憂慮とともに、国際人道法と国際人権法の原則が再確認されていますが、唯一の戦争被爆国である我が国は、残念なことに、現在までにこの条約に署名していません。

そこで伺います。

核兵器禁止条約発効の意義と重要性に鑑み、我が国も署名すべきと考えますが、知事の見解をお答えください。

続いて、ジェンダー平等社会の実現及びパートナーシップ制度の導入について伺います。

東京オリンピックの開催に関連して起こった森喜朗元総理の女性蔑視発言問題は、日本社会が女性差別というものをいまだに抱えていることをあぶり出し、世界中から非難の声が上がりました。また、二〇一九年十二月に公表された、各国の男女格差を測るジェンダーギャップ指数においても、日本は、百五十三か国中、過去最低の百二十一位という結果でした。

そこで伺います。

こうした男女平等社会にほど遠い我が国の現状について、知事はどのように認識されているか、見解をお答えください。

また、県政におけるジェンダー平等に向けた今後の具体的な取組についてお答えください。

さらに、性的マイノリティーの存在が社会的に認知されるようになり、二〇一五年以降、パートナーシップ制度の導入が全国的に広がっています。本県においても、指宿市は来年度から、鹿児島市は来年度中に導入を予定しています。

そこで伺います。

こうした状況を踏まえ、県における制度導入について、知事の見解をお答えください。

以上をもって、二回目の質問とさせていただきます。

[知事塩田康一君登壇]

○知事(塩田康一君)まず、西之表市長選挙結果への見解についてでございます。

今回の選挙におきまして、馬毛島における自衛隊施設の整備等をはじめ、地域振興や人口減少対策、新型コロナウイルス感染症対策、農業をはじめとする産業振興、子育て支援や高齢者対策など、市政に関する様々な課題を今後どのように取り組んでいかれるかということについて、西之表市民の皆様お一人お一人がお考えになり、投票された結果であると考えております。

次に、馬毛島に関する住民からの要望に対する見解と今後の対応についてでございます。

国が、馬毛島で現在実施しております海上ボーリング調査は、施設の配置案等の検討や、施設整備による漁業への影響等について、詳しく説明するために必要であると聞いているところであります。

県といたしましては、当該調査に係る許可については、どのような施設を整備するための調査にかかわらず、当該調査自体が、周辺環境や漁業等に影響を与えないかなど、法令の要件に沿って審査を行うものであり、その手続に従って適切に行ったものと考えております。

また、環境影響評価は、事業の可否や賛否が問われるものではなく、環境影響評価法に基づき、施設整備等の意向を持つ事業者自らが、環境にどのような影響があるかの観点から行うものであります。

国は、住民の皆様の大きな関心事項である、騒音などによる環境や暮らしへの影響について、十分な説明を行うためにも環境影響評価は必要であるとしており、私としても、一定程度理解できるものと考えております。

国に対しては、騒音など住民の皆様の関心が高い事項から調査を行い、その結果をできるだけ早く、かつ丁寧に住民の皆様に説明するよう申し入れているところであり、国においては、十分な説明責任を果たしていただく必要があると考えております。

馬毛島における自衛隊施設の整備等につきましては、これまでも繰り返し申し上げているところでございますが、今後とも、国による説明や地元の意見をお聞きした上で、県としての考え方を整理し、対応を検討してまいりたいと考えております。

次に、県原子力専門委員会の委員構成の見直し及び科学的・技術的検証の実施についてでございます。

原発の運転期間延長につきましては、事業者が、原子炉等の劣化状況を把握するための特別点検を実施し、これを踏まえ、延長しようとする期間における原子炉等の劣化状況評価及び保守管理方針の策定を行った上で、国の原子力規制委員会へ申請を行い、同委員会が、その内容を審査し、認可の可否を判断することとなっております。

県の専門委員会におきましては、九州電力が運転期間延長認可申請を行う場合に、特別点検の結果や原子炉等の劣化状況の評価、原子力規制委員会における審査の状況等について、九州電力に説明を求め、科学的・技術的な検証を徹底的に行っていただきたいと考えております。

このため、委員構成の見直しにつきましては、九州電力の運転期間延長に向けた動向を踏まえながら、しっかりと対応できるよう準備を進めていくこととしております。

核兵器禁止条約への我が国の署名についてでございます。

外交は国の専管事項であり、核兵器禁止条約への我が国の署名については、国において検討されるべきものと考えますが、我が国は世界で唯一の被爆国であり、核兵器による惨禍が再び繰り返されることのないよう、世界の平和の構築のための不断の努力を続けていくことが極めて重要であると考えております。

続きまして、ジェンダー平等社会の実現についてでございます。

諸外国に比べ、我が国の男女平等が進んでいない現状につきましては、社会に根深く存在する固定的な性別役割分担意識や、社会的・文化的につくられた性別であるジェンダーに基づく偏見等が、政治・経済・雇用・地域・家庭など様々な分野においてジェンダーギャップ、いわゆる男女格差を生じさせるとともに、その解消を阻害していることなどが要因であると考えております。

国においては、この現状を踏まえ、昨年十二月に閣議決定された第五次男女共同参画基本計画に基づき、諸外国の水準に追いつけるよう、ジェンダー平等に向けた取組を強力に推進することとしております。

ジェンダー平等社会の実現は、国際社会における持続可能な開発と人権の確立を目指すSDGsや、地方における人材確保やイノベーションの創出を図る地方創生の観点からも強く求められており、本県においても、県民一人一人が性別にかかわらず希望する生き方や働き方をかなえるとともに、経済社会の持続的発展を確保する上で極めて重要な課題であると考えております。

そのため、来年度から新たに、かごしまジェンダー平等推進プロジェクト事業を実施することとしており、ジェンダーギャップの解消に向けた県民の機運醸成を図るため、プロジェクトチームの設置や若者を中心とした円卓会議の開催、関連情報のポータルサイトの構築等を行うことを計画しております。

なお、来年度実施を予定している男女共同参画に関する県民意識調査や企業実態調査の結果も、事業に反映・活用することとしております。

また、企業等を対象としたフォーラムの開催や専門家の派遣、表彰制度の実施、女性を対象としたキャリア形成や起業等を支援するセミナーの開催、子供たちが男女共同参画を学ぶ機会の提供など、その他の様々な事業と一体的に実施し、推進力とスピード感を持って取り組んでいきたいと考えております。

こうした取組を通じて、誰もがその個性と能力を発揮し、生き生きと活躍できる鹿児島の実現を目指してまいります。

○環境林務部長(松下 正君)風力発電施設建設予定区域の保安林解除についてでございます。

保安林は、水源の涵養など特定の公益目的を達成するため、森林法に基づき、農林水産大臣または都道府県知事によって指定される森林で、立木の伐採や土地の形質の変更等が制限されております。

また、同法では、保安林の指定の理由が消滅したときや、公益上の理由により必要が生じたときの指定の解除について規定されており、転用を目的とする解除については、その地域における公的な各種土地利用計画に即したものであり、その土地以外に他に適地を求めることができ

ないこと、市町村長の同意及び直接の利害関係を有する者の同意を得ていること、保安林の機能を代替する施設の設置等の措置が講じられていることなどの要件を備えなければならないとされており、

このため、保安林指定の解除の可否については、具体的に解除申請がなされた場合に、森林法等の規定に基づいて判断されるものと考えております。

○企画部長(藤本徳昭君)紫尾山系に計画されている風力発電に反対する地域住民の声の受け止めについてであります。

国は、平成二十九年四月、再生可能エネルギー発電事業計画認定制度を創設し、事業者に対し、事業の企画立案から事業終了後の措置に至るまでの各段階において、関係法令の遵守や地域との関係構築、周辺環境への配慮などを求め、違反した場合等には、国が指導・助言や改善命令、認定取消しを行うことができるとしたところであり、

紫尾山系における風力発電計画につきましても、この制度の対象となるものであり、県といたしましては、国による厳格な運用を求めてまいりたいと考えております。

また、県では、環境アセスメントの方法書について、関係自治体の長などの意見を勘案し、環境の保全の見地から、騒音、超低周波音、振動などの大気環境や、土砂・濁水流出に伴う水環境、動植物、生態系に対する影響を回避または低減すること、地域住民及び関係市町に対し、積極的に情報公開及び説明を行うこと等の知事意見を経済産業大臣に対し述べたところであります。

県といたしましては、今後とも、必要な意見を国に対して述べるなど、適切に対応してまいりたいと考えております。

○男女共同参画局長(印南百合子君)パートナーシップ制度の導入についてでございます。

性の多様性を尊重する社会の実現に向けては、法制度に関わる課題が大きいことから、他都道府県のパートナーシップ制度の導入状況などを注視しつつ、まずは、本県において性的マイノリティーの方に配慮した対応が可能な制度や業務について、見直しなどに取り組んでいるところでございます。

また、鹿児島市と指宿市がパートナーシップ制度を導入する予定であることも踏まえ、県及び市町村において、性の多様性を尊重した対応が進むよう、職員の理解を深めるためのハンドブックを今年度作成し、活用していくこととしております。

なお、県民の方々の理解も深めるため、人権ハンドブックの活用や講座の開催等により、引き続き啓発に努めてまいります。

○たいら行雄君 自席から質問させていただきます。

知事に伺います。

まず、馬毛島問題についてです。

去る一月十五日の記者会見で、西之表市長選挙の影響を聞かれ、「結果がどうであるかについては、しっかりと受け止めていきたい」と答えていらっしゃいます。

さらに、民意が選んだ市長の方針に県の判断は沿ったものになるかとの記者の質問に対し、「判断基準ということになると思う」と答えられています。この思いは今でも変わっていませんか。

○知事(塩田康一君)選挙の結果についてはしっかりと受け止めております。

○たいら行雄君 それでは、改めて伺います。

これまで防衛省の説明会に五回も出席した地元高校生は、「離島の高校生は就職や進学で一度は島を出ます。同世代の友人たちは、基地ができれば種子島に帰りたくないと言う人もいます。島を出ても帰ってきたいと思う島であり続けてほしい」と語っています。

知事は、この声にどのようにお答えしようと考えていらっしゃいますか。

○知事(塩田康一君)ただいま御紹介いただきました高校生の御意見というのも、一人の住民の方の御意見としてしっかり受け止めたいと思っております。

○たいら行雄君 続いて、川内原発二十年運転延長について再質問いたします。

科学的検証について再度伺います。

知事のmanifestoでは、科学的検証を徹底的に行うとありますが、去る一月十五日の記者会見で、火山や地震などのリスクを批判的な学識者も踏まえて、準備として申請の前に議論しておくという考え方があるかとの記者の質問に対し、「二十年運転延長については、設備の劣化の度合いを中心に検討する。地震云々ということになると別に四十年経過とは関係ない」とあっさり答えられています。これは、あまりにも危険な考え方だと思います。

御存じのように、福島第一原発は地震と津波で壊れました。加えて、鹿児島には多くの火山があります。さらに、動かし続けたら使用済み核燃料が出続けます。これについては処理の方法もいまだに決まっていません。ですから、最低でもこれらの科学的検証は必須だと思いますが、いかがでしょうか。

○知事(塩田康一君)私のmanifestoに書いてあるのは、四十年原則ということで、二十年延長する場合に、川内原発が二十年延長の使用に耐え得るかどうかという、その劣化の状況等をしっかりと科学的、技術的に検証する必要があると考えておりますので、その必要性において検討していただくというふうに考えております。

○たいら行雄君 もう一つ伺います。これは、巨大風力発電について関連するのではないかと思ってお聞きします。

今回の知事の施政方針の中で、知事は、「本県の多様で豊かな自然環境を次世代に引き継ぎ、安心して暮らし続けることができるようにするためには、これまでの発想を転換し、環境への負荷の少ない持続可能な社会の構築を図ることが重要であります」と述べていらっしゃいます。これは、巨大風力発電やメガソーラーにも該当しますよね。そのことを伺います。

○知事(塩田康一君)当然、巨大風力発電の自然環境に与える影響ということも、環境影響評価等のプロセスにおいてしっかりと対応していく必要があると考えております。

[たいら行雄君登壇]

○たいら行雄君 それぞれ御答弁頂きました。

馬毛島の問題については、先ほどの知事の回答では納得できません。基地反対の民意



が示された以上、知事はそのことを重く受け止めるべきだと考えます。地元の同意が得られていないのに建設準備は進んでいく。これではあまりにもアンフェアだと思います。今後、地元の合意を取り付けるために、防衛省の説明会や市町村との意見交換を行うのであれば、まずは、海上ボーリング調査や環境アセスメントを中止し、地元の合意が得られた段階で進めるべきです。

知事は、防衛省に対して即刻、ボーリング調査と環境アセスメントの方法書縦覧を中止するよう求めることを強く要望します。

川内原発の二十年運転延長問題については、私は、知事に難しい注文をしているわけではありません。知事自身が掲げたマニフェストを実行していただきたいだけです。そして、時間切れになる前に、二十年運転延長の是非について、専門委員会で徹底的な科学的検証を早急に進めていただきたいんです。そのことを直ちに実行に移していただくよう再度要請しておきます。

今回は、紫尾山系の巨大風力発電についても取り上げましたが、同様に、県内には吹上浜沖の洋上風力発電や霧島のメガソーラーなど、幾つかの巨大発電システムが計画されていますが、いずれの計画地でも反対の声が上がっています。知事及び担当部局におかれては、直接現地を視察していただくと同時に、地元住民の声に真摯に耳を傾けていただきますよう再度要望して、次の質問に移ります。

次は、子ども医療費病院窓口無料化―現物給付―について伺います。

本県の子ども医療費の助成制度は自動償還払い方式となっておりますが、二〇一八年九月からは、就学前までを対象として、非課税世帯においてのみ現物給付となりました。

これまで県は、現物給付をしない理由を、国保のペナルティーがあり、市町村の負担が増えるからとしていました。

しかし、国は、乳幼児の病気の早期発見・早期治療の必要性と子育て支援の観点から、二〇一八年度から、就学前の児童については、現物給付を実施してもペナルティーを科さないこととしました。これを契機に、償還払いとしていた県の多くが現物給付へ前進しましたが、本県は依然として償還払いのままです。

そこで伺います。

国が、就学前までの子ども医療費について、現物給付の必要性を認め、ペナルティーを科さないにもかかわらず、本県が依然として償還払いにしている理由をお示してください。

次に、来年度から、高校卒業まで非課税世帯の現物給付が拡大することとなりました。窓口での医療費の負担がなくなる対象が増えるということは歓迎するものですが、今後、市町村は、就学後の現物給付について国保のペナルティーを受けることとなります。

そこで伺います。

今回の制度変更に伴う市町村国保へのペナルティー分は、県が負担するのが当然であると考えますが、見解をお答えください。

続いて、今、新型コロナの感染拡大防止のための休業要請や自粛要請に伴い、収入が激減したり、失業や廃業に直面したりなど、苦しい生活を余儀なくされています。こうした中、今年度は、課税世帯であっても大幅な収入減に見舞われている世帯が多数あると思われます。ですから、早急に調査を行っていただき、非課税世帯以外でも現物給付を行うことが必要ではないかと考えます。

そこで伺います。

子供たちの命と健康を守る観点から、非課税世帯以外でも、大幅な収入減となっている世帯について、医療費の現物給付を実施すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、本県の子ども医療費助成制度は、依然として償還払いとなっている点、三千円もの自己負担を設けている点からして、九州・沖縄の中でも最も遅れている県と言えます。

そこで伺います。

子供の格差と貧困が社会的に大きな問題となっている中、子供の命と健康に直結する子ども医療費の助成制度について、知事はどのような認識をお持ちか、見解をお答えください。

さらに、所得制限を設けず、全ての子供たちを対象に現物給付を実施すべきと考えますが、知事の見解をお聞かせください。

最後に、学校現場の少人数学級の推進と変形労働時間制の導入問題について伺います。

まず、来年度から始まる三十五人学級への本県の対応についてお聞きします。

昨年から続くコロナ禍の下、ようやく文科省は重い腰を上げ、少人数学級に向けて四十年ぶりに、義務標準法に定められた、小学校の一学級定数を三十五人にすることに踏み出しました。これにより、来年度から五年間かけて小学校は全学年三十五人学級となります。

本県においては、二〇〇一年より、小学一年生すくすくプラン事業に取り組み、少人数学級が実現しました。その後、二〇〇四年からは小学二年生まで広がったところです。この事業を二〇〇五年から引き継いだ「かごしまっ子」すくすくプランについて、県教育委員会は、義務教育の入門期である、一、二年生の児童一人一人に対するきめ細かな指導の充実につながっていると評価されてきました。

来年度より、国の財政措置により、小学二年生までの三十五人学級の実施となれば、先行していた本県では、従来の財政措置と加配で、少なくとも来年度は小学三年生まで広げることが可能ではないかと考えます。

お手元に配付している資料六にありますように、二〇二一年度から全国の十五道県が少人数学級の独自施策を拡充しようとしています。

そこで伺います。

こうした状況を踏まえ、これまでの「かごしまっ子」すくすくプランの成果に鑑み、本県においても、来年度から小学三年生を対象に三十五人学級を実施すべきと考えますが、見解をお答えください。

次に、今議会で提案されている変形労働時間制の問題点についてお聞きします。

今議会において提案されている議案第五六号については、公立学校現場へ一年単位の変形労働時間制を導入するというものです。

この法案は、二〇一九年の国会審議を経て成立したのですが、審議過程において、一、一年単位の変形労働時間制は、平時の時間外労働を縮減する効果は全くないこと。二、導入の目的を夏休みのまとめ取りとしていたが、現状のままでもまとめ取りはできること。三、月四十五時間・年三百六十時間という上限ラインが守られることが大前提としていたが、そもそも月四十五時間もの恒常的な超過勤務があることが問題であること等々、様々な問題点が浮き彫りとなりました。

これを受けて全日本教職員組合は、この変形労働時間制の導入について、教職員の長時間過密労働を固定化し、助長するおそれがあるとして、職場への導入を許さない闘い

を続けています。

そこで伺います。

このように数々の問題が指摘されている中で、慢性的な長時間過密労働が横行している学校現場において、一年単位の変形労働時間制の導入によって、本当の意味での働き方の改善につながると考えておられるのか、見解をお答えください。

さらに、当時、すなわち二〇一九年十一月十三日、衆議院文部科学委員会における「変形労働時間制の活用については、各自治体の判断で採用しないということもあり得る」との大臣答弁を踏まえ、導入を押しつけることなく、各自治体及び学校長の自主性を尊重することが重要と考えますが、見解をお答えください。

以上をもって、三回目の質問とさせていただきます。

[知事塩田康一君登壇]

○知事(塩田康一君) 子ども医療費助成制度に対する認識等についてでございます。

子ども医療費助成制度を含む、いわゆる県単三医療費助成制度につきましては、制度の目的や助成の対象に応じて、自己負担の有無、所得制限の有無、支払い方法等が異なっているものと認識しております。また、全国的に見ましても、都道府県がそれぞれ独自の方式で実施しており、自治体の財政力等の違いにより、助成する対象や自己負担額に格差が生じております。

これらの制度の窓口無料化につきましては、国において新たな医療費助成制度を創設するよう、県開発促進協議会など様々な機会を通じて、引き続き要望してまいりたいと考えております。

子ども医療費助成制度につきましては、経済的な理由から医療機関の受診を控え、症状が重篤化することを防ぐため、医療機関等での窓口負担をなくす制度の対象を、本年四月から、住民税非課税世帯の小学生、中学生、高校生まで拡充することとしております。

まずは、医療機関や市町村等と連携しながら、制度の円滑な導入・運営に努めてまいりたいと考えております。

○子育て・高齢者支援総括監(吉見昭文君) まず、本県が、非課税世帯以外の未就学児について自動償還払い方式としている理由についてでございます。

未就学児までを対象とする国民健康保険の減額調整措置につきましては、平成三十年度から廃止されたところであり、子ども医療費助成制度を検討するに当たっての判断材料の一つではございますが、助成制度は、それぞれの都道府県が、財政状況や優先順位等を勘案しながら、対象年齢や所得制限、自己負担額、助成方法等を決定するものと認識しており、本県におきましては、経済的な理由から医療機関の受診を控え、症状が重篤化することを防ぐため、住民税非課税世帯の高校生まで拡充することとしたところでございます。

なお、平成三十年度以降、八道府県が現物給付方式に変更しておりますが、このうち六道府県につきましては、一定の自己負担を求めており、窓口負担ゼロとはなっておらず、また、この六道府県全てにおいて、住民税非課税世帯についても自己負担を求めているところでございまして、それぞれの道府県において、様々な観点から検討されたものと考えております。

次に、国保の減額調整措置についてでございます。

本県の子ども医療費助成制度は、市町村が地域の状況等を踏まえ、子供の医療費を助成する場合に、その経費の一部一二分の一を県が市町村に対し補助するものでございます。

令和三年四月から、県の子ども医療給付制度の対象を住民税非課税世帯の高校生まで拡充することに伴い、市町村にとりましては、国民健康保険の減額調整措置が見込まれる一方で、こ

れまで、それぞれの市町村が単独事業として自動償還払い方式により実施しております、中学生または高校生までの医療費助成についても、住民税非課税世帯については新たに県の補助対象となりますことから、市町村における一定の負担軽減が見込まれるところでございます。

国民健康保険の減額調整措置につきましては、国の制度でございますから、その影響額を県で補填することは考えておりませんが、県開発促進協議会等を通じて、国に対し、未就学児に限らず全て廃止するよう提案しているところであり、特に、住民税非課税世帯につきましては、その経済的負担を軽減する必要性が高いことから、国に対し強く提案しているところでございます。

次に、コロナ禍で大幅な収入減となった世帯への現物給付についてでございます。

本県の子ども医療費の現物給付につきましては、前年の保護者の所得に基づき、市町村民税が課税されていない世帯を対象としており、新型コロナウイルス感染症の影響による大幅な収入減となった世帯につきましては、今年度は制度の対象とならないところでございます。

このような世帯に対する支援策といたしましては、児童手当受給世帯を対象とした、子育て世帯への臨時特別給付金や、児童扶養手当受給者及び、家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同水準となった低所得の独り親世帯を対象とした、ひとり親世帯臨時特別給付金の支給のほか、収入減で家賃が払えない方を対象にした住居確保給付金、休業したが休業手当の支払いを受けることができなかった方を対象にした、休業支援金・給付金などの給付制度が設けられているところでございます。

また、生活福祉資金の緊急小口資金などの貸付金制度も設けられているところでございます。

新型コロナウイルス感染症の影響により大幅な収入減となった世帯につきましては、これらの支援策を活用していただければと考えております。

次に、九州・沖縄各県との制度の比較についてでございます。

九州・沖縄各県の未就学児に対する子ども医療費の助成制度につきましては、いわゆる現物給付方式のみを採用しているのは、昨年四月時点で六県でございますが、このうち五県については、金額等は様々ですが、一定の自己負担額を求めておりまして、窓口負担ゼロとはなっておりません。

さらに、この五県全てにおいて、住民税非課税世帯についても自己負担を求めているところでございます。

また、対象年齢につきましては、入院・通院で取扱いが異なる自治体もございまして、入院の場合で申し上げれば、四歳未満とする県が一県、未就学児までが三県、小学生までが一県、中学生までが二県となっております。本県は、令和三年度から、非課税世帯の高校生まで拡充することとしております。

このように、各県の子ども医療費助成制度につきましては、その取扱いは様々でございまして、それぞれの自治体が、財政状況や優先順位等を勘案しながら、対象年齢や所得制限、自己負担額、助成方法等を決定しているものと認識しております。

○教育長(東條広光君)初めに、三十五人学級への対応についてであります。

国は、現在、一年生は三十五人、二年生から六年生までは四十人としている公立小学校の学級編制の標準を、今後、全ての学年を通じて三十五人に引き下げることであり、本県では、引き続き、一、二年生については三十人を維持しつつ、三年生から六年生までについては、国の学級編制標準の改正に則して、令和四年度の小学校三年生から学年の進行に合わせ、段階的に三十五人としていきたいと考えております。

来年度の学級編制については、県教委では、現在の学級編制基準を前提に、必要な教員を

確保し、現在、その配置手続を進めており、また、各市町村教育委員会・各学校も、これを前提に新年度の準備を進めているところであります。

さらに、三年生の三十五人学級化を新年度から実施した場合、新たに五十人ほどの教員の確保が必要となります。

こうした状況を踏まえ、小学校三年生の三十五人学級化については、令和四年度から実施したいと考えているところであります。

次に、変形労働時間制の導入についてであります。

県学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例案は、本県義務教育諸学校等の教育職員について、一年単位の変形労働時間制を選択的に活用することができるようにするため、関係条例について所要の改正をしようとするものであります。

教育職員の一年単位の変形労働時間制については、学校における働き方改革を進めるための総合的な取組の一環として、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の改正により、制度化されたものであります。

この制度の導入に当たっては、教育職員のサービスを監督する各市町村教育委員会において、実施のための細目を規則等として整備する必要があり、導入するか否かについては、各市町村教育委員会の判断によることとなります。

なお、県立学校の教育職員についての細目は、県教委で定めることとなりますが、制度の運用については、各学校の判断に委ねることとなります。

○たいら行雄君 自席から質問させていただきます。

まず、子ども医療費の、課税世帯のところでも、このコロナ禍においてやはり大変ではないかというところで、今年については、特に現物給付してほしいという件ですけれども、先ほど御説明頂きました。確かに、コロナに対する様々な支援があることは存じ上げています。ただ、この子ども医療費につきましては、病気になったときに、現金がないと病院を受診できません。ですから、そのときに現金があるかどうかというのが重要なポイントになります。

そういう意味からいくと、様々な支援のものについては、申請していつか時間がかかることから、緊急性があるという意味で必要なのではないかと思います。この点についてはいかがでしょうか。

○子育て・高齢者支援総括監(吉見昭文君)いろいろな個々の状況があるというのは理解しておりますけれども、給付金等も既に給付されている実績もございますので、そこで対応していただくということと、あと、課税世帯・非課税世帯の判断というのは、御案内のとおり市町村民税は六月から課税ですので、その時期になると次の認定ができますので、もうしばらくすると、その認定がまた始まるということですので、先ほど申し上げましたこのような世帯に対する様々な支援策と併せて、考えていただければいいのではないかと考えております。

○たいら行雄君 教育長に再質問させていただきますが、先ほど質問の中に織り交ぜましたが、二〇一九年の国会審議の中で、重要な大前提となるということで、月四十五時間・年三百六十時間という上限ラインが守られることが大前提であるということで議論がされてきたという経過であるようです。

今、私は、現職そしてOBの先生方ともいろいろと御意見を頂いておりますけれども、

現場の中でこのような上限ラインが本当に守られるのかどうなのかが非常に危惧されている状況で、反対されている方々が大勢いらっしゃるようです。

再度、教育長の見解を、本当に守られるのか、そういうところで伺いたいと思います。

○教育長(東條広光君)変形労働時間制の導入につきましては、先ほども答弁申しましたように、選択的に活用することができるようにということで整備するものでございます。

県費負担教職員、市町村立学校の教職員の服務につきましては、県条例で定める必要がございます。例えば、市町村立学校の教員にこれを導入したいとなりますと、県条例で定めなければいけないということがございます。そういうことで、この条例を制定するに当たりまして、各市町村教育委員会の意向をお尋ねしたところ、検討してみたいということがございましたので、提案しているところです。

この条例が成立したとしても、必ずしも全ての学校で、あるいは全ての教育委員会でこれが導入されるというものではないと考えております。

あと、教員の働き方改革につきまして、在校等時間四十五時間を超える状況の中でこれができるのかということですが、実際、変形労働時間制を導入するに当たっては、そうした条件が整っていることが条件となっておりますので、そうした環境にない職場では変形労働時間制は導入できないということになるわけでございます。

なお、教職員の働き方改革につきましては、県教委としては、市町村教育委員会、そしてまた学校とも連携して、業務改善アクションプラン等に定める取組を懸命に進めているところであります。

○たいら行雄君 再度、教育長に伺います。

今、御説明がりましたが、例えば、それができるという判断で一旦は導入したけれども、実際やってみたらやっぱり厳しいという判断の下において、変形労働時間制を返上したい、元に戻したいという要望が出されたときには、実際はできるものなのでしょうか。

○教育長(東條広光君)この変形労働時間制の導入と申しますと、条例で仕組みを準備するということであり、現実これを特定の現場の職員に適用するかどうかというのは、それぞれの状況判断で決定されるものでございます。ですから、仕組みがあるからと申しまして、それが恒常的に使われるということではございません。それは、サービスを監督する機関において適切に判断されることでございます。

[たいら行雄君登壇]

○たいら行雄君 それぞれ御答弁頂きました。

子ども医療費の問題につきましては、今後、委員会の中で深めてまいりたいと思っております。

コロナ禍の下において、子供たちを感染から守るためにも、一刻も早く少人数学級を進めることが重要です。また、小学校にとどまることなく、中学校、高校も含めた少人数学級への移行を早急に進めることが求められます。

知事及び教育長におかれては、他県の取組をぜひとも参考にいただき、国の施策を上回る少人数学級の取組を進めていただきますよう重ねて要望いたします。

学校現場への変形労働時間制の導入につきましては、そもそも、この変形労働時間制は、これまで大企業を中心に導入が進められてきました。そしてその最大の目的は、残業代のカットと人員削減などによる、さらなる利益の追求にあります。ですから、子供たちの健やかな成長を育むことを目的とする学校現場には決してなじまない制度であり、導入すべきでないことを強く申し述べておきます。

さて、今年、福島原発事故からちょうど十年の節目の年を迎えます。十年たった今でも、ふるさとを追われて帰還できない被災者は約四万人、放射能による子供たちの甲状腺がんは二百人を超え、溶け出した燃料デブリは取り出すことすらできず、たまり続ける汚染水は百二十万トンを超え、もはや満杯状態。除染を含めたこれまでの賠償金額は約十兆円など、原発事故は、私たちにあまりにも大きな代償を突きつけており、原発依存からの脱却は待ったなしの状況です。

さらに、今、馬毛島への軍事基地建設やメガ発電などの新たな問題が浮上し、多くの県民に新たな不安が急速に広がっています。

今を生きる私たちは、次の時代を生きる子供たちに、将来、負の遺産につながるものを残してはなりません。そしてそのためには、その思いを具現化するための行動が求められます。

その重要なかじ取りを担われる塩田知事におかれては、今は荒波にもまれながらの航海でしょうが、県民と一緒に手綱を握り、思いを一つに突き進めば、きっと明るい未来が訪れることでしょう。そのことを信じて、県政のかじ取りをぶれずにしっかりと行っていただくことを願ってやみません。

最後に、新型コロナウイルスの脅威が一日も早く終息することを心から祈りながら、日本共産党県議団としての私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。(拍手)